

～法案が成立した医療保険制度改革（2）～

神戸市職員信用組合相談員

(社)FP 税務・社会保険制度研究会 理事 小澤昭彦

医療保険制度改革に向けた健康保険法などの改正法は5月29日の参院本会議で可決、成立しました。

以下は厚生労働省が発表している今後の医療保険制度改革です。項目によって開始時期が違っているのと、共済組合の保険制度での適用時期にタイムラグがあるので、今後の実施開始時期に注意が必要です。

以下厚生労働省「医療保険制度改革のポイント」より抜粋

今回の医療保険制度改革のポイント

基本の考え方

将来にわたり我が国の医療保険制度を持続可能なものとしていくために、現役世代を中心に**保険料負担の上昇を抑制**しながら、全世代を通じて、**医療保険制度に対する信頼や納得感を維持・向上**させる観点から、給付と負担の見直しを行います。

主な改正内容

日常的な医療に用いる医薬品の保険給付の見直し

保険を使って医療用医薬品の処方を受ける場合と保険を使わずOTC医薬品で対応する場合の公平性を踏まえ、OTC医薬品でも代替可能な医薬品の保険給付の範囲を見直します。

後期高齢者医療制度における金融所得の公平な反映

後期高齢者医療制度において、上場株式の配当等の金融所得を、確定申告をするかしないかの選択にかかわらず窓口負担や保険料負担に勘案することで、**不公平を解消**します。

長期に治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

高額療養費の月単位の自己負担は、将来にわたり制度を維持するため、**医療費の伸びや所得に応じて負担**いただきますが、医療費の自己負担に、**新たに年間上限**を設け、治療にいくらかかるかわからないという不安に対応し、**長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット**としての機能を強化します。



妊娠・出産に対する支援の強化

妊娠・出産にかかる費用の見える化をさらに進め、**出産の標準的な費用**（手術などが必要になった場合の追加負担や希望により選択するサービスを除く）に**自己負担がかからない**ようにするなど、**妊婦健診や出産の経済的負担の軽減**を進め、**安心して出産できる環境**を整えます。

子育て世帯の保険料負担軽減

国民健康保険において、被保険者数に応じて課される保険料（均等割保険料）を子どもについて半減する措置の対象を、**未就学児から高校生年代まで**広げます。

今回は、①後期高齢者医療制度の「金融所得」が保険料と自己負担割合に関連すること、②「高額療養費」の年間上限制度の創設、③妊娠・出産についての自己負担の軽減の3つについて解説したいと思います。

まず、現職の方には直接関係しませんが、親御さん等75歳を超え株式や債券、投資信託などで、収益を上げておられる方が、現状では所得勘案はありませんでしたが、今後配当等の運用益の所得が保険料や、保険の自己負担割合に影響してくるようになります。**(NISAは関係しない)**

①後期高齢者医療制度における金融所得の公平な反映について

上場株式の配当等の金融所得は、確定申告の有無によって、窓口負担割合や保険料が変わる場合があります。特に、後期高齢者医療制度の窓口負担は所得に応じて1～3割負担となっており、こうした不公平の解消が必要です。

後期高齢者医療制度における金融所得の公平な反映

上場株式の配当等の金融所得は、**確定申告の有無によって、窓口負担割合や保険料が変わる**場合があります。特に、**後期高齢者医療制度の窓口負担は所得に応じて1～3割負担**となっており、こうした**不公平の解消**が必要です。



後期高齢者医療制度における金融所得の取扱い (現状)

所得の種類	窓口負担・保険料への反映	同じ所得でも確定申告の有無により 窓口負担割合・保険料が変わる具体例(※)	
		窓口負担割合	保険料
年金、給与所得、不動産所得など	○		
上場株式の配当等の金融所得	○ (確定申告する場合は市町村が所得把握が可能)	2割	年169,978円 (月14,165円)
	× (源泉徴収のみで確定申告しない場合は市町村が所得把握が不可能)	1割	年118,928円 (月9,911円)

※夫婦ともに後期高齢者で以下の収入の場合
 ・被保険者本人 年金 230万円、上場株式の配当等の金融所得 50万円
 ・配偶者 基礎年金 83万円

制度の見直しのポイント

- 後期高齢者医療制度で、確定申告の有無にかかわらず、**窓口負担割合や保険料の判定に金融所得も含めて判定**することで、**不公平を解消**します。(非課税のNISAは対象外です。)
- 対象となる金融所得は、金融機関等が提出する法定調書を活用して把握します。**個人の事務負担等が増えることはありません。**



疑問：医療保険制度改革で後期高齢者の金融資産運用の所得に、預貯金の利息も関係しますか？また国債の配当も関係しますか？（以下 AI の回答）

●預貯金の利息

→ 現在の制度改革の議論上は、後期高齢者医療の保険料・窓口負担割合には基本的に関係しない想定

●個人向け国債などの利子

→ 多くは預貯金利息と同類の「利子所得」で、同様に関係しない想定
上場株式等の配当や譲渡益など

→ 今後、後期高齢者医療制度の保険料や窓口負担により反映させる方向で検討が進んでいる中心的な「金融所得」

なお、実際にいつ・どのような形で法律改正が行われるかは、今後の国会審議や政省令で確定していきます。最終的には、お住まいの都道府県後期高齢者医療広域連合や市区町村からの案内が決定版になります。

②高額療養費の年間上限の新設などの見直しについて

高額療養費の月単位の自己負担は、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じて負担いただきますが、医療費の自己負担について、新たに年単位の上限額（年間上限）を設けます。

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費の支払いは不要となります。

後期高齢者医療制度における金融所得の公平な反映

上場株式の配当等の金融所得は、**確定申告の有無によって、窓口負担割合や保険料が変わる**場合があります。特に、**後期高齢者医療制度の窓口負担は所得に応じて1～3割負担**となっており、こうした**不公平の解消**が必要です。



後期高齢者医療制度における金融所得の取扱い（現状）

所得の種類	窓口負担・保険料への反映	同じ所得でも確定申告の有無により 窓口負担割合・保険料が変わる具体例 ^(※)	
		窓口負担割合	保険料
年金、給与所得、不動産所得など	○		
上場株式の配当等の金融所得	○ (確定申告する場合は市町村が所得把握が可能)	2割	年169,978円 (月14,165円)
	× (源泉徴収のみで確定申告しない場合は市町村が所得把握が不可能)	1割	年118,928円 (月9,911円)

※夫婦ともに後期高齢者で以下の収入の場合
 ・被保険者本人 年金 230万円、上場株式の配当等の金融所得 50万円
 ・配偶者 基礎年金 83万円

制度の見直しのポイント

- 後期高齢者医療制度で、確定申告の有無にかかわらず、**窓口負担割合や保険料の判定に金融所得も含めて判定**することで、**不公平を解消**します。（非課税のNISAは対象外です。）
- 対象となる金融所得は、金融機関等が提出する法定調書を活用して把握します。**個人の事務負担等が増えることはありません。**



③妊娠・出産に対する支援の強化について

妊娠・出産にかかる費用の見える化をさらに進め、出産の標準的な費用（手術などが必要になった場合の追加負担や希望により選択するサービスを除く）に自己負担がかからないようにするなど、妊婦健診や出産の経済的負担の軽減を進め、安心して出産できる環境を整えます。

妊娠・出産に対する支援の強化

妊娠・出産にかかる費用の見える化をさらに進め、出産の標準的な費用（手術などが必要になった場合の追加負担や希望により選択するサービスを除く）に自己負担がかからないようにするなど、妊婦健診や出産の経済的負担の軽減を進め、安心して出産できる環境を整えます。

①費用の見える化の徹底



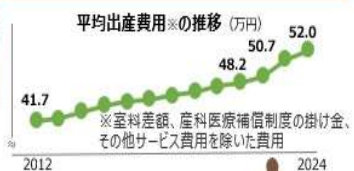
産科医療機関等で提供される
**サービスの内容や費用の
見える化を徹底**します。

妊婦さんが、自身のニーズに応じた
サービスを納得感を持って選択
できるようになります



②実効性ある負担軽減

- 毎回の**妊婦健診の費用負担**が重荷
- **出産費用が年々上昇し**、一時金があっても**妊婦の負担が増加**



妊婦健診

「望ましい基準」内の健診の**標準額を設定**し、経済的負担の軽減を進めます。

望ましい基準

国が定める14回程度の健診内容

標準額

自治体・健診施設が価格設定に当たって勘案するよう努める標準的な額



出産

地域の周産期医療の体制を確保しながら、**出産の標準的な費用に自己負担がかからない**ようにします。

① 出産の標準的な費用 ※以下の②③を除く費用

→ **妊婦の自己負担をなく**します
(医療保険から施設に支払い)

② 手術などが必要になった場合の追加費用や入院準備に必要な費用

→ 出産したすべての方に**定額の現金給付を支給**します
(追加費用への充当も可能)

③ 希望により選択するサービス

→ **納得してサービスを選べる仕組みを導入**します

※新たな仕組みには、準備の整った施設から順次、移行します。
※①は、有効な保険資格を有する方が海外で出産した場合、決められた額の範囲内で、実費を上限として本人に支給します。